



歳末の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

本年も一年、大変お世話になりました。皆さま良いお年をお迎えください。

重要情報

1. 社会保険削減スキーム封じ込めの動き

標準賞与額の上限を利用し、高額な賞与を支給しつつ月給を極端に下げ、社会保険料を圧縮するスキームがあります。社会保障審議会はスキームを問題視しており、賞与上限の引上げ等でスキーム封じ込めの検討に入った模様です。

2. 税務署窓口での收受日付印押捺廃止へ

R7.1月から、税務署窓口にて提出される申告申請届出書等に対し、收受日付印の押捺が廃止されます。当面は希望者に税務署名と收受日付を記載したリーフレットが配布されますが、提出履歴は納税者自身が管理することになります。

3. 免除予定の債務は相続財産から控除不可

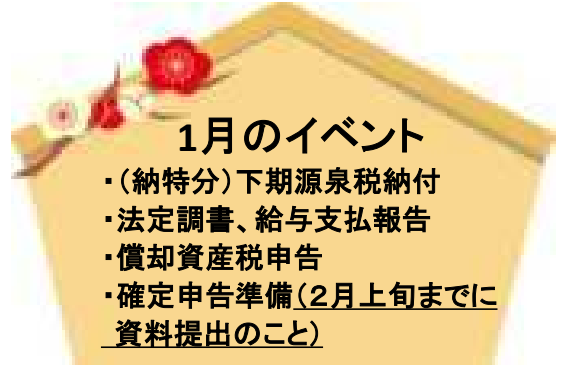
相続した債務のうち相続後に免除された部分について、債務控除を認めない判決(東地R6.11.28)が出ました。控除できる債務は、その存在のみならずその履行も確実に認められるものでなくてはならないとの判断です。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



シルクロード横断！悠々悪食紀行(2008年)

西安には回族(イスラム教の漢人)が多く、食堂などには清真(ハラル)の文字があり、立派な清真寺(モスク)もよく見られます。古来よりこの都市に富をもたらしたシルクロードを通ることが許された宗教は、唯一イスラム教。でも都市をまとも上げたのは宗教ではなく強大なカリスマだったようです。数千もの兵馬俑は一人一人の顔立ちが異なり、すべて実在の人物をモデルにしたとも言われますが、そのすべてが、始皇帝と呼ばれる1人の男にひざまずきました。西安からさらに西の嘉峪関には万里長城の末端があります。ここより先は国土ではない異教徒の住まう異界でした。



1月のイベント

- ・(納特分)下期源泉税納付
- ・法定調書、給与支払報告
- ・償却資産税申告
- ・確定申告準備(2月上旬までに資料提出のこと)

税金マメ知識

- 事前確定届出給与、金額相違支給は全額を認めず
届出額5,600万円と実際の支給額5,000万円が異なり、変更届出書の提出もなかったため、支給した5,000万円の全額が否認((R4年(行)第566号,東京地裁R6.2.21判決,控訴中)されました。届出通りに確実に支給することは必須条件ですが、届出通りに支給したとしても、趣旨を逸脱すればリスクを伴います。事前確定届出給与は、直前総会から開始する1年間の職務執行対価の支払方法に弾力性を持たせる趣旨であり、賞与でも過去勤務の恩賞でもありません。過去勤務対価と疑われるような社内資料は作成を避けるべきです。また、報酬後払いの原則も重視すべきでしょう。損金の枠取りを認めるものでもないため、連年不支給が続けば実態否認もあり得ます。役員給与は未払でも1年経過すれば源泉納付義務があるため、不支給とする場合には支給期前の決議変更届出は必須です。また当然のことながら、利益操作と認定されないよう注意が必要です。

年賀状でのご挨拶を辞退致します

年頭にご案内の通り、今回から年賀状を取り止めます。確定申告気分の喚起も兼ねていたので苦渋の決断でしたが、時代の移り変わりに沿うことにしました。気が付けば自分も社会では中高年層に入りつつあります。一層広い視野を持って、若い世代や世間のトレンドを注視してまいる所存です！



☆事務所からの連絡☆

年末調整に引き続き、年明けから給与支払報告、法定調書や償却資産税の申告などが始まりますので、ご準備をお願いいたします。

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
🌐:<https://ksk.red/>
✉:tax.akahane@ksk.red